

議案第 6 4 号

八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第 8 条 八幡浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 3 8 銭</u> を超える場合には、<u>8 円 3 8 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第 1 1 条 八幡浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づ	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第 8 条 八幡浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 7 3 銭</u> を超える場合には、<u>7 円 7 3 銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第 1 1 条 八幡浜市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づ

き作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>５８６円８８銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。	き作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>５４１円３１銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。
---	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正の趣旨に則り、八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における公費負担に係る限度額の見直しを行うため。